

庁議(局経営会議) 案件申込書

申込日 平成21年 5月 26日

案件名	個人住民税における公的年金からの特別徴収制度について							
所管	企画財政	局	税務	部	市民税	課		
概要	公的年金受給者の利便性の向上と徴収事務の効率化を目的に公的年金からの個人住民税の特別徴収(社会保険庁等による年金からの特別徴収)が今年10月から導入されるが、当該制度を直ちに全ての年金受給者に適用した場合、納税者によっては納税方法が多様化するとともに、課税等事務も複雑化、処理量も増大することから、本市の当該制度導入の運用について諮るもの(別紙パンフレット参照)							
審議内容(論点)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別徴収の対象者について(本市方針案) <ul style="list-style-type: none"> ① 導入時期による(法令等に定める適用除外者および②を除く) <ul style="list-style-type: none"> 平成21年10月から(制度導入時)…収入が公的年金のみの受給者 平成22年10月以降…当該制度に掲げられている全ての公的年金受給者 ② 市長が認める適用除外者 <ul style="list-style-type: none"> 『特別徴収が適当でないもの』 							
審議希望日	関係課長会議	平成21年	5月	26日	政策調整会議	年	月	日
	局経営会議	平成21年	5月	27日	政策会議	年	月	日
日程等調整事項	条例等の調整	なし		議会上程時期				
	パブリックコメント			時期	平成21年5月下旬	議会への情報提供	資料提供	概要配布
検討経過等	関係部局との調整	関係部局名等		調整項目		調整状況		
		企画財政局長・税務部長		導入時期、適用除外者について		おおむね了承、関係課長会議付議		
		情報システム課		システム構築体制について		関係課職員体制の確認等		
	打合せ・会議の経過							
		月日	会議名等		内容			
	H21.5.15	関係課長会議		システムの再検証対策を関係課で調整し、再度、関係課長会議に付議				
	H21.5.26	関係課長会議		関係課で検討したシステム再検証体制について了承、局経営会議に付議				
備考	平成20年4月30日 改正地方税法公布(施行は平成21年4月1日)、総務省通知…制度導入について ※ 当該制度導入に伴う電算システムの再検証方策について(報告)							

結果等	原案を	上部庁議へ付議する	()
出席課・機関等	<input checked="" type="checkbox"/> 企画政策課 <input checked="" type="checkbox"/> 税務企画課(代)	<input checked="" type="checkbox"/> 情報政策担当 <input checked="" type="checkbox"/> 納税課	<input checked="" type="checkbox"/> 情報システム課 <input type="checkbox"/> 財務課
主な意見	<p>◎ 特別徴収の適用対象者について(本市方針案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市のように適用対象者を限定することは法的に可能なのか ●改正地方税法では制度導入は必須である。しかし、自治体に特段の事情がある場合は、導入を先送りすることも認められているとともに、同法施行令では「(特別徴収することが困難であると)市町村長が認めるもの」としており、本市のように公的年金以外の収入がある対象者に適用除外するのは、この条文を適用するものである。 ○21年度は、対象者を「公的年金収入のみの受給者」とする理由は何か。 ●給与収入や不動産収入等、他に収入がある場合、納税者によっては納付方法が複雑になる場合があることから、十分な時間をかけて市民の理解を得るためと、比較的課税事務が容易である年金収入のみの者を対象として制度運用し、他収入や雑損等がある納税者については、運用状況を反映した適切な賦課システムを再検証して、適正な導入を図るためである。 ○市長が定める『特別徴収が適当でないもの』は、如何なる者を想定しているのか。 ●年金特徴により生活が困窮すると考えられる者等である。 ○本制度導入には、電算システムの再検証も必要とのことだが、対応方策は如何か。 ●情報システム課と市民税課で担当する職員体制を強化し、内部開発にて対応する。 		

会議開催日程等（局経営会議、関係課長会議用）

区 分	局経営会議																								
開催日時	平成21	年	5	月	27	日	午前	10	時	～															
会 場	第一特別会議室																								
出席課・ 機関等	<input checked="" type="checkbox"/>	坂井副市長	<input checked="" type="checkbox"/>	企画財政局長	<input checked="" type="checkbox"/>	企画部長	<input checked="" type="checkbox"/>	財務部長	<input checked="" type="checkbox"/>	税務部長	<input type="checkbox"/>	政令指定都市担当部長	<input checked="" type="checkbox"/>	情報政策担当参事	<input checked="" type="checkbox"/>	企画政策課長	<input checked="" type="checkbox"/>	経営監理課長	<input type="checkbox"/>	財務課長	<input checked="" type="checkbox"/>	税務企画課長	<input checked="" type="checkbox"/>	市民税課長	<input type="checkbox"/>